

## **返還猶予や返還免除を受けられる返還免除対象業務一覧**

- ◆ 返還猶予や返還免除を受けられることができる業務等について、根拠となる以下の通知を一覧表にまとめました。便宜上一覧表にしたものですので、**施設・職種ごとの要件の詳細については、根拠通知の該当箇所を必ず確認してください。**一覧表に記載があるものでも一部は対象外の場合があります。
  - (1) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
  - (2) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年社庶第 30 号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）
  
- ◆ 東京都の区域内に設置されていない施設・事業所も掲載していますのでご注意ください。

別添1

## 福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-1(1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉士 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー
1-1(2)	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
1-1(3)	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員
1-1(4)	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
1-1(5)	障害児入所施設 障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センター)	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員
1-1(6)	児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
1-1(7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
1-1(8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-1(9)	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 指導員
1-1(10)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1(11)	病院・診療所	退院後生活環境相談員  次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-1(12)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
1-1(13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-1(14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉士 精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー 精神障害者に関する相談援助業務を行っている心理判定士

別添1

福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種	
1-1(15)	救護施設	生活指導員	
	更生施設		
1-1(16)	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う所員(査察指導員)	
		身体障害者福祉司	
		知的障害者福祉司	
		社会福祉主事(老人福祉指導主事)	
		現業を行う所員(現業員)	
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)	
		家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)	
		面接相談員	
		婦人相談員	
		母子・父子自立支援員	
		就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
1-1(17)	婦人相談所	相談指導員	
		判定員	
		婦人相談員	
1-1(18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員	
1-1(19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	
		心理判定員	
		職能判定員	
		ケース・ワーカー	
1-1(20)	養護老人ホーム	生活相談員	
	特別養護老人ホーム	生活相談員	
	軽費老人ホーム	主任生活相談員	
		生活相談員	
	老人福祉センター	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を 行う職員	
	老人短期入所施設	相談・指導を行う職員	
	老人デイサービスセンター	生活相談員	
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員		
1-1(21)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	
1-1(22)	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員	
	介護老人保健施設	支援相談員 介護支援専門員	
	介護医療院	介護支援専門員	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員	
	1-1(23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(介護予防ケアマネジメント、総合 相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集 中支援推進事業に限る)
1-1(24)	障害者支援施設	生活支援員	
		就労支援員	
		サービス管理責任者	
1-1(25)	地域活動支援センター	指導員	
1-1(26)	福祉ホーム	管理人	
1-1(27)	障害福祉サービス事業 (生活介護を行う施設)	生活支援員 サービス管理責任者	
	障害福祉サービス事業 (自立訓練(機能訓練・生活訓練)を行う施設)	生活支援員 サービス管理責任者	
	障害福祉サービス事業 (就労移行支援を行う施設)	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者	
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援A型・B型を行う施設)	生活支援員 サービス管理責任者	
	障害福祉サービス事業 (就労定着支援を行う施設)	就労定着支援員 サービス管理責任者	
	障害福祉サービス事業 (自立生活援助を行う施設)	サービス管理責任者 地域生活支援員	
	1-1(28)	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
	1-1(29)	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-2(1)	授産施設	指導員	
	宿所提供施設		

## 別添1

## 福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(2)	乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
1-2(3)	有料老人ホーム	生活相談員
1-2(4)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
1-2(5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
1-2(6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
1-2(7)	知的障害者援護施設	生活支援員
1-2(8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
1-2(9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
1-2(10)	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
		その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員
1-2(11)	市(特別区含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
		その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
1-2(12)	児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(13)	児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員
		保育士
1-2(14)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号規定する施設	相談援助業務を行っている指導員
		相談援助業務を行っているケースワーカー
1-2(15)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
1-2(16)	刑事施設	刑務官
	少年院	法務教官
	少年鑑別所	法務技官(心理) 福祉専門官
1-2(17)	地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	社会復帰調整官
1-2(18)	更生保護施設	補導主任
		補導員
		福祉職員
		薬物専門職員
1-2(19)	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
1-2(20)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(21)	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
1-2(22)	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設	相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設	
	子育て短期支援事業を行っている乳児院	
	子育て短期支援事業を行っている保育所	
1-2(23)	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	
1-2(24)	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(25)	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(26)	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
1-2(27)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員

別添1

## 福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(28)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
1-2(29)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(30)	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(31)	障害者福祉サービス事業 (療養介護を行う施設) (短期入所を行う施設) (重度障害者等包括支援を行う施設) (共同生活援助を行う施設)	相談援助業務を行っている職員
1-2(32)	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	児童指導員 保育士
1-2(33)	重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
1-2(34)	指定相談支援の事業を行う施設	相談支援専門員
1-2(35)	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(36)	日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2(37)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2(38)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2(39)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
1-2(40)	アウトリーチ事業を行っている施設 アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
1-2(41)	指定通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 指定短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設	生活相談員
1-2(42)	指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設 指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
1-2(43)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
1-2(44)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
1-2(45)	指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
1-2(46)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
1-2(47)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
1-2(48)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員

別添1

## 福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(49)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
1-2(50)	「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
1-2(51)	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
1-2(52)	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
1-2(53)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(54)	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2(55)	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(56)	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(57)	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
1-2(58)	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
1-2(59)	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2(60)	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2(61)	自立相談支援機関 家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
1-2(62)	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 就労支援準備担当者 家計改善支援員
1-2(63)	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2(64)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
1-2(65)	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
1-2(66)	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
1-2(67)	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
1-2(68)	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
1-2(69)	障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
1-2(70)	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
1-2(71)	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター 雇用トータルサポーター(大学等支援分)
1-2(72)	教育機関	スクールソーシャルワーカー
1-2(73)	難病相談支援センター	難病相談支援員
1-2(74)	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
1-2(75)	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員

別添1

## 福祉に関する相談援助業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(76)	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(77)	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
1-2(78)	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(79)	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
1-2(80)	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(81)	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
1-2(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
1-2(83)	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
1-2(84)	日常生活支援住居施設	生活支援員
		生活支援提供責任者
1-2(85)	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
1-2(86)	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員
1-2(87)	福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
重症心身障害児施設		
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業 共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
2-1(6)	障害福祉サービス事業	主たる業務が介護等である者
	居宅介護を行う事業所	
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
	共同生活援助を行う事業所	
2-1(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
2-1(8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1(9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
2-1(10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1(11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1(12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1(13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1(14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1(15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	



## 別添2

## 介護等の業務の範囲

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(16)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
2-1(17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
2-1(18)	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
2-1(19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
2-1(20)	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
2-1(21)	養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
	その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	
2-1(22)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(23)	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(25)	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等)	看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者
2-1(26)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(29)	家政婦	個人の家庭において就業し、主たる業務が介護等の業務である者
2-1(30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1(31)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法を担当職員を除く。)
2-1(32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(34)	身体障害者自立支援を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	生活サポートを行っている施設	
2-1(35)	移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	日中一時支援を行っている施設	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	
	訪問入浴サービスを行っている施設	
2-1(36)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1(38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
2-1(39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1(40)	介護等の便宜を供与する事業を行う者	使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者